

事あり、後々の日記などには、かへつて輿といへる事希なり。○中この書ども略記日本後紀、扶桑抄、小右記、北山に、鳳輿とも鳳輦とも相まじへていへり、鳳輿は車輪なくして實は輿なるが故、かくかけるにて、當時のことばには、熟字のまゝに、鳳輦といひなれたることばのまゝなり、この詞、後世までもつたはりて、いまもたゞ鳳輦、葱花輦とのみいふなり、三代實録に輦といへる事もあり、それはた輦は名稱にて、その物輿なる故、かくもいひけん、この文下に引けり、又日本紀略○天長七年十月二に、荷前使發遣于行幸の處に、鳳輦とあり、この文字、慥なるものには、こゝにはじめていづ、○中荷前の發遣は、宮中行幸にて、腰輿を供奉する例なれば、心得ず、文飾に過ぎたるなるべし、

〔古今要覽稿器財〕輿

輿を武家にて用ひしは、文治二年十一月十二日、鎌倉右幕下○源頼朝の若君五歳なり、鶴岡八幡宮へ參られし時、乘られしをはじめといふべし、東鑑たゞしそのころ、いまだ輿に付てのさだめなかりしにや、三浦大介義明、衣笠の戦やぶれて、落行時、輿にのり、源平盛衰記北條時政の、六代御前を捕て關東へ下る時も、輿にのせたと、伊豫守義經の車に乗たるを、右幕下の花飾なりといかられしを、上同合せ考ふるに、武士の車にのることはならざりしと聞ゆれども、輿はさもなかりしなるべし、その後、延文三年十二月廿二日、足利宰相中將義詮卿、征夷大將軍に任せられて參内ありし時、義詮卿は車を用られ、舍弟の左馬頭基氏及び管領左兵衛督義繩は輿にのれり、その他はことごとく騎馬なり、寶篋院殿將軍宣下記永和元年三月廿七日、鹿苑院將軍○足利義滿石清水社參の時、御所より東寺まで、車、東寺より四方輿を用ひられし、鹿苑院殿御元服記を以て考ふれば、車と輿との輕重、また玄られたり、今川貞世は、等持院將軍○足利尊氏より、寶篋院○足利義詮鹿苑院の兩代まで、現存せし人なり、その書おける書に、輿に付ての禮式、くはしくあるしたれども、乘人のさだめはみえず、たゞし今川は、足利家の一族にて、重き人なれば、末々の人の上には及ばざりしにや、そののち三職及び御相伴衆、